

電気供給業を行う法人の事業税について

資本金又は出資金が1億円を超える法人用

法……………地方税法
 令……………地方税法施行令
 規則……………地方税法施行規則
 通（県）…地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県関係）

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等を行う資本金又は出資金が1億円を超える法人は、収入割と付加価値割及び資本割の合算額により申告することになりました。送配電事業等を行う法人は、資本金又は出資金の額に関わりなく従来どおり収入割で申告します。（法72条の2、法72条の12-4）

以降本手引では、発電事業等、小売電気事業等及び特定卸供給事業を「収入金額等課税事業」

収入金額等課税事業を除く電気供給業を「収入金額課税事業」

上記以外の事業（ガス供給業及び保険業を除く）を「所得等課税事業」と表記する。

電気供給業とは

需要に応じて現に電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可、届出の有無は問いません。

また、電気供給業のうち、発電事業等とは電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして、自らが維持し運用する発電用電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給を行う発電事業を含む）を、小売電気事業等とは同項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして、他の者の需要に応じて電気を供給する事業を含む）を、送配電事業等とは同項第8号・10号・12号に規定する送配電事業（送電事業に準ずるものとして自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により第9号に規定する一般送配電事業者に振替供給を行う事業を含む）を、特定卸供給事業とは電気事業法第2条第15号の3に規定する事業をいいます。

収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行う場合

原則それぞれの事業部門ごとに収益や費用を区分したうえで、課税標準及び税額を算定し、その合算額により申告します。共通経費等の区分困難なものについては、それぞれの事業にかかる売上金額等の最も妥当と認められる基準によって按分した額をもって収入金額、付加価値額又は所得を算定してください。（通（県）第3章4の9の5）

例外として、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、主たる事業の付帯事業と認め、事業部門ごとに区分せず、主たる事業の課税方式により申告して差し支えありません。（通（県）第3章4の9の9前段）

但し、企業会計原則における「継続性の原則」に準じ、事業部門の廃止や規模縮小等の理由がない限り、每期継続した課税方式により申告してください。

軽微なものとは、一般に従たる事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において、従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいい、この点、特に従たる事業が収入金額によって課税されている事業である場合には、当該事業を取り巻く環境変化に十分留意しつつ、その実態に即して厳に慎重に判断すべきとされています。（通（県）第3章4の9の9中段）

1. 課税標準の計算方法

(1) 収入割の課税標準となる収入金額の計算

電気事業会計規則による収入（又は、これに準ずる方法により計算した収入）になります。具体的には、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入（新エネルギー等電気相当量に係るものを含む）、遅収加算金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定による交付金及び賦課金に係る収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係る全ての収入を含みます。

（通（県）第3章4の9の2）

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額}$$

（法第72条の24の2①、法附則第9条各項）

①収入すべき金額の総額 第6号様式別表六①に記載

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通（県）第3章4の9の1）

注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。

（通（県）第3章4の9の1）

注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合で、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額には含めません。（通（県）第3章4の9の3）

注3) 料金と併せて収入する消費税（地方消費税を含む「以下同じ」）は収入金額には含めません。但し、免税事業者が消費税として納税しない金額は収入に含めてください。

②控除すべき金額

（法72条の24の2①） 第6号様式別表六②に記載

ア) 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額

イ) 1.保険金 2.有価証券の売却による収入金額 3.不用品の売却による収入金額 4.受取利息及び受取配当金 5.電気供給業に必要な施設を設けるため、電気の需要者その他その施設により便益を受ける者から収納する金額 6.電気事業法第28条の40第2項の交付金 7.他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額 ※1

8.他の電気供給業を行う法人から非化石電源としての価値を有するものを購入し、非化石電源として電気供給を行う場合に、当該購入の対価として支払う金額に相当する収入金額 9.電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金

（令22条1～9）

ウ) 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等（令第22条⑫）

（告示 昭30年第29号、昭34年第46号、昭42年第55号、平23年第379号）

※1 他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るもの等を含む）に限ります。地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものは控除できません。（通（県）4の9の6）

(法附則 9 条⑧) 第 6 号様式別表六④に記載

エ) 他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合、託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額(令附則 6 条の 2② 平成 12 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。)等

(法附則 9 条⑱) 第 6 号様式別表六⑥に記載

オ) 廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額(令附則 6 条の 2⑥ 平成 29 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分に限る。)

(法附則 9 条⑲) 第 6 号様式別表六⑦に記載

カ) 日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気料金として支払うべき金額に相当する収入金額(令附則 6 条の 2⑦ 平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。)

(法附則 9 条⑳) 第 6 号様式別表六⑧に記載

キ) 特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が、当該会社間で行う取引(電気事業会計規則附則第 4 項に規定する特定分割取引で、かつ、当該取引に係る収益を特定分割取引収益に整理することについて承認を受けた取引に限る)の相手方から支払いを受ける金額に相当する収入金額(令附則 6 条の 2⑧ 平成 31 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。)

(法附則 9 条㉑) 第 6 号様式別表六⑨に記載

ク) 一般送配電事業者が発電事業者に交付する、原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額等(令附則 6 条の 2⑨ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。)

(2) 付加価値割の課税標準となる付加価値額の計算

付加価値額は、各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額(「収益配分額」という)と各事業年度の単年度損益との合計額による(法第 72 条の 14)。

各事業年度の収益配分額のうち、報酬給与額の占める割合が 70%を超える場合は、報酬給与額から収益配分額に 70%を乗じた金額を控除した金額(「雇用安定控除額」という)を控除する(法第 72 条の 20)。

また、賃上げ促進税制について、適用期間が令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に延長されるとともに、要件の見直しが行われました。

なお、収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行う法人については、それぞれの事業部門ごとに算定する。共通経費等の区分が困難なものについては、それぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分して算定するものとする(通(県)3章4の8の4)。

課税標準となる付加価値額=収益配分額±単年度損益-雇用安定控除額-雇員給与等支給増加額

法 72 条の 14、同 72 条の 20、通(県)3章4の1の1~4の5の4

報酬給与額

1 法人が各事業年度において支出する報酬、給料、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与、役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金の掛金（これに類するものを含む）等で、当該事業年度の法人税の所得の計算上損金に算入されるもの。

2 労働者派遣契約（船員派遣契約を含む）に基づき役務の提供を受けた法人が、その対価として支払う金額の75%の額で（派遣をした法人が派遣の役務の提供を受けた者から支払いを受ける金額がある場合は、当該金額の75%を控除）、当該事業年度の法人税の所得の計算上損金に算入されるもの。

法72条の15、令20条の2の2～2の5、通（県）3章4の2の1～4の2の17

純支払利子

各事業年度の支払利子（法人税の所得の計算上損金に算入されるもの）から、受取利子（法人税の所得の計算上益金に算入されるもの）を控除した金額とし、控除額が上回る場合は0円とする。

支払利子・・・借入金利息、社債利息など 受取利息・・・貸付金利息、預貯金利息など

法72条の16、令20条の2の6～7、通（県）3章4の3の1～11

純支払賃借料

各事業年度の支払賃借料（法人税の所得の計算上損金に算入されるもの）から、受取賃借料（法人税の所得の計算上益金に算入されるもの）を控除した金額とし、控除額が上回る場合は0円とする。土地又は家屋（一体となった構築物等を含む）に係る賃借権等で、存続期間が1月以上であるものに限る。

法72条の17、令20条の2の8～11、通（県）3章4の4の1～9

単年度損益

各事業年度の益金から損金の額を控除した金額（政令の定めがある場合を除く）で、法人税の課税標準である所得の計算の例による。（繰越欠損金がある場合は欠損金控除前の金額。）

法72条の18、令20条の2の12～17、通（県）3章4の5の1～4

所得等課税事業と収入金額等課税事業を併せて行う法人の、課税標準となる付加価値額から控除する「雇用者給与等支給増加額」の算定

雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を、雇用者給与等支給額のうちそれぞれの事業に係る額（当該額の計算が困難であるときは、雇用者給与等支給額に法の施行地内のそれぞれの事業に係る従業員数（賃金を支払われる者）を法の施行地内の従業員総数で除して計算した割合を乗じた額）で按分したものに、それぞれの事業に係る雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額とする。（通（県）第3章4の2の17）

(3) 資本割の課税標準となる資本金等の額の計算

各事業年度末日における、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（法72条の21第1項に該当する場合その加減算後の金額）と、資本金と資本準備金の合算額とを比較し、そのどちらか大きい額とする。

収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行う法人については、それぞれの事業に係る従業員数で按分する。

法72条の21、令20条の2の26、通（県）3章4の6の1～10

2. 税額の計算方法

電気供給業	収入金額等課税事業（小売電気事業等、発電事業等、 <u>特定卸供給事業（※1）</u> ）	収入金額課税事業 （収入金額等課税事業を除く）
	収入割額＝収入金額×税率 付加価値割額＝付加価値額×税率 資本割額＝資本金等の額×税率 特別法人事業税＝収入割額×税率	収入割額＝収入金額×税率 特別法人事業税＝収入割額×税率
その他の事業	所得割額＝所得金額×税率 付加価値割額＝付加価値額×税率 資本割額＝資本金等の額×税率 特別法人事業税＝所得割額×税率	

注：電気供給業のみを行う法人は上欄のみ。電気供給業とその他の事業を併せて行う法人は、上欄と下欄の合算額

税率

* 電気供給業にかかる税率

課税区分	税区分	課税標準	R元.10.1 以後開始 事業年度	R2.4.1 以後開始 事業年度	R4.4.1 以後開始 事業年度
収入金額等課税 （小売電気事業 等、発電事業等、 <u>特定卸供給事業</u> <u>（※1）</u> ）	収入割額	収入金額	1.0%	0.75%	
	付加価値割額	付加価値額	—	0.37%	
	資本割額	資本金等の額	—	0.15%	
	特別法人事業税	収入割額	30.0%	40.0%	
収入金額課税 （収入金額等課税事 業を除く）	収入割額	収入金額	1.0%		
	特別法人事業税	収入割額	30.0%		

※1 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

*その他の事業（所得等課税事業）にかかる税率

課税区分	税区分	課税標準	R元.10.1 以後開始 事業年度	R2.4.1 以後開始 事業年度	R4.4.1 以後開始 事業年度
所得等課税	所得割額	年 400 万円以下の所得	0.4%		1.0%
		年 400 万円超え 年 800 万円以下の所得	0.7%		
		年 800 万円超の所得又は 軽減税率不適用法人(※1)	1.0%		
	付加価値割額	付加価値額	1.2% (H28.4.1 以後開始事業年度)		
	資本割額	資本金等の額	0.5% (H28.4.1 以後開始事業年度)		
	特別法人事業税	所得割額	260.0%		

※1 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所を有し、かつ資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人

計算例

A 収入金額等課税事業のみを行う法人の申告例

電気売上 100,000 千円、付加価値額 10,000 千円、資本金等 120,000 千円の場合

事業税収入割額	100,000 千円 × 0.75% = 750 千円	
事業税付加価値割額	10,000 千円 × 0.37% = 37 千円	
事業税資本割額	120,000 千円 × 0.15% = 180 千円	
特別法人事業税	750 千円 × 40% = 300 千円	申告額計 1,267 千円

B 収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行う法人の申告例

電気売上 100,000 千円、電気業付加価値額 10,000 千円、電気業資本金等 40,000 千円
 その他事業所得 30,000 千円、その他事業付加価値額 20,000 千円、その他事業資本金等 70,000 千円
 の場合

(軽減税率不適用法人の場合)

事業税収入割 (電気)	100,000 千円 × 0.75% = 750 千円	
事業税付加価値割 (電気)	10,000 千円 × 0.37% = 37 千円	
事業税資本割 (電気)	40,000 千円 × 0.15% = 60 千円	
事業税所得割 (その他)	30,000 千円 × 1.0% = 300 千円	
事業税付加価値割 (その他)	20,000 千円 × 1.2% = 240 千円	
事業税資本割 (その他)	70,000 千円 × 0.5% = 350 千円	
特別法人事業税 (電気)	750 千円 × 40% = 300 千円	
特別法人事業税 (その他)	300 千円 × 260% = 780 千円	申告額計 2,817 千円

3. 申告に関する Q&A

Q1 電気供給業のみを行う法人でも中間申告（予定申告）は必要ですか

A1 収入割を申告する法人で、事業年度が6月を超える法人は、法人事業税（併せて申告する特別法人事業税を含む）については、必ず中間申告納付（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）をしなければなりません。

Q2 電気供給業を行う予定ですが、まだ電気供給を開始していませんが。申告はどうなりますか？

A2 発電設備の建設途中や計画段階で、現に電気の供給を行っていない期間は電気供給業に該当しないため、所得割、付加価値割及び資本割（所得等課税事業）により申告してください。

Q3 無人の発電設備のみを設置して事務所又は事業所が所在しない県がありますが、この県には申告義務がありますか？

A3 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は、事務所又は事業所には該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告の義務がありません。通（県）第1章6

Q4 複数の都道府県に事務所等を設けて事業を行う場合の申告はどうなりますか？

A4 複数の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額を、一定の基準（分割基準という）により都道府県ごとに分割した課税標準により税額を計算します。
なお、電気供給業とその他の事業を併せて行う法人の分割基準は、主たる事業の分割基準により算定します。主たる事業の判定は、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きい方の事業とし、これによりがたい場合には、従業員の配置、施設状況等により総合的に判断すること。
法72条の48⑧、通（県）第3章9の11
電気供給業の分割基準は電気供給業の種類により次のとおり規定されています。

- イ 電気事業法に規定する小売電気事業等
課税標準の2分の1・・・①事務所等の数
課税標準の2分の1・・・②従業員数
- ロ 電気事業法に規定する送配電事業等
課税標準の4分の3・・・①発電所に接続する電線路の電力容量（キロワット）
課税標準の4分の1・・・②事業所等の固定資産の価額
※①がない場合は、事業所等の固定資産の価額のみ
- ハ 電気事業法に規定する発電事業等、特定卸供給事業
課税標準の4分の3・・・①事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額
課税標準の4分の1・・・②事業所等の固定資産の価額
※①がない場合は、事業所等の固定資産の価額のみ

注1) 事業所等の固定資産の価額は、事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において、事業の用に供されているものを含む）の価額とする。規則6条の2の2④、通（県）第3章9の7

注2) 電線路の電力容量は、事業所等の所在する都道府県において、発電所の電気工作物と電氣的に接続している電線路のうち、公称電圧が66キロボルト以上の電線路をいい、事業年度終了の日現在における数値。規則6条の2、通（県）第3章9の4～5

注3) 事務所等の数は、事業年度に属する各月の末日現在における数値の合計。従業員数は、事業年度終了の日現在における数値。

(参考) 昭和57年4月1日前の既存発電所がある場合の特例は、平成29年3月31日以後終了する事業年度において廃止となりました。

Q5 申告にはどのような書類が必要ですか？

A 5 下記のとおりです。(令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告書を提出する場合、電子申告(eLTAX)により提出しなければなりません。電子申告で提出されなかった場合は、不申告として取り扱われます。)

- ①申告書(第6号様式(その2))
- ②所得金額に関する計算書(第6号様式別表五)(※)
- ③収入金額に関する計算書(第6号様式別表六)
- ④付加価値額及び資本金等の額の計算書(第6号様式別表五の二)(※)
- ⑤付加価値額に関する計算書(第6号様式別表五の二の二)(※)
- ⑥資本金等の額に関する計算書(第6号様式別表五の二の三)(※)
- ⑦報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表五の三)(※)
- ⑧労働者派遣等に関する明細書(第6号様式別表五の三の二)(※)
- ⑨純支払利子に関する明細書(第6号様式別表五の四)(※)
- ⑩純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表五の五)(※)
- ⑪給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書(第6号様式別表五の六)(※) 該当がある場合のみ
- ⑫欠損金額等及び災害損失金の控除明細書(第6号様式別表九)(※) 該当がある場合のみ
- ⑬課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)(※) 複数の都道府県に事務所等を有する法人のみ
- ⑭貸借対照表及び損益計算書

【三重県に主たる事務所等を有する法人については以下の書類も提出願います。】

- ⑮販売費及び一般管理費の明細
- ⑯製造原価報告書(製造業のみ)
- ⑰合計残高試算表
- ⑱法人税申告書一式(別表1以下の各別表及び勘定科目内訳明細書)
- ⑲付加価値額積算資料(申告額の算出過程や集計資料など独自に作成した資料)(※)
- ⑳所得(単年度損益)区分計算書(任意に作成されたものも可) 収入金額等課税事業のみを行う法人は不要

(注1) 収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行う法人は、(※)の様式については、事業ごとに提出してください。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、財務諸表等の附属書類、法人税申告書一式については、法人税(国税)の申告をe-Taxで行った場合において、当該申告と併せて財務諸表等をe-Taxにより提供したときは、法人事業税の申告においてもこれらの書類を提出したものとみなされます。(e-Taxによる法人税申告時に、必ずeLTAX(地方税)の利用者IDを入力し、e-Tax法人税データを連携させてください。)